

一般の中小企業退職金共済制度における 支払備金の計上方法の見直しについて

一般の中小企業退職金共済制度における 退職後5年を経過した未請求退職金の会計上の取扱いについて（案）

1. 現状の取扱い

○ 法令上の規定

中小企業退職金共済法第33条において、「退職金等の支給を受ける権利は5年間・・・行わないときは時効によって消滅する」と規定されている。

○ 実態

時効期間（退職後5年）を経過した後も、実際には請求があれば支払っている。

（平成18年度における支給実績は、534件、4億2,700万円）

○ 会計上の取扱い

退職後退職金の請求のない退職者の退職金相当額は支払備金として負債に計上している。ただし、時効期間（退職後5年）を経過したものについては、支払備金（負債）から除外している。その後、請求があった場合には退職給付金（費用）として支払っている。

（平成18年度末現在で、未請求退職金額は365億9,000万円）

2. 今後の取扱いについて（案）

既に時効期間（退職後5年）を経過した未請求退職金については、未請求者に対して積極的な請求勧奨を行うことにより発生する支払に備えるため、過去における時効処理後の未請求退職金の支払実績から未請求退職金のうち将来支払われる見込額を算出し、積極的な請求勧奨の取組による効果を上乘せした額を支払備金に再度計上することとする。

また、今後新たに時効期間を経過する未請求退職金についても、過去の支払実績から将来支払われる見込額を算出して支払備金に計上することとする。